

## 第 6 章

### 届出制度

---



# 1. 届出制度の概要

公共交通事業者又は道路管理者は、マスタープランの区域内において、旅客施設の建設又は道路の新設や改良等（※）により、移動等円滑化の促進に支障を及ぼす恐れがある場合は、当該行為に着手する30日前までに市に事前に届け出なければならないとされています。自治体（市町村）は、届出のあった行為がバリアフリー化を図る上で支障があると認めた場合、行為の変更など必要な措置を要請できるとされています。この制度により、市は改修内容について変更する等の要請を行うことが可能となり、施設間の移動の連続性を確保することが可能となります。

※旅客施設は生活関連旅客施設に限られる

※道路は生活関連経路である道路法による道路に限られる

なお、施設設置管理者に対する過度な要請を防ぐために、下記の内容に留意し、関係者との調整を図ることが重要とされています。

- ◆マスタープラン作成の際に関係者の意見を十分に踏まえたものとする
- ◆要請はあくまでもマスタープランの内容との整合を図る観点から行う
- ◆道路、旅客施設間でどのように接続をすべきかわかるよう、マスタープランに具体的な方針を記載すること

●旅客施設：生活関連施設である旅客施設（以下「生活関連旅客施設」という）のうち、下記の範囲

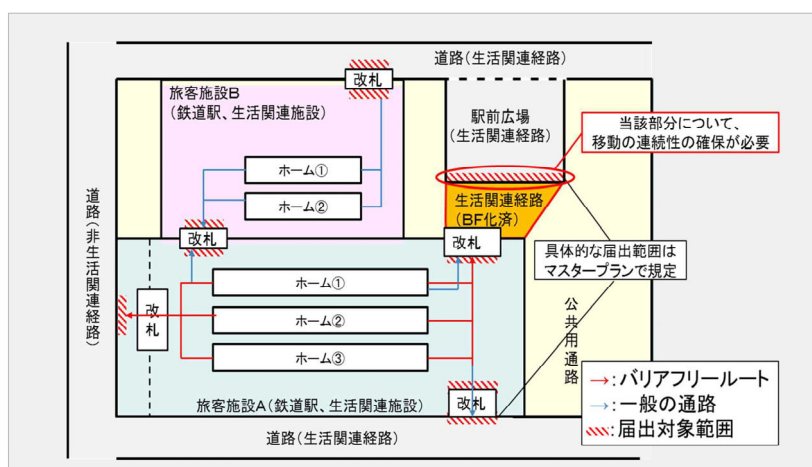
【政令第25条第1号】

- ・他の生活関連旅客施設との間の出入口
- ・生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との出入口
- ・バリアフリールートとの出入口

●道路：生活関連経路である道路のうち、下記の範囲

【政令第25条第2号】

- ・生活関連旅客施設の出入口又は市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設



図：届出対象のイメージ

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン  
(国土交通省 平成31年3月)

(参考) 高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律 第二十四条の六

(行為の届出等)

第二十四条の六 移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設の建設、道路の新設その他の行為であって当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村に届け出なければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。

3 市町村は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し旅客施設又は道路の構造の変更その他の必要な措置の実施を要請することができる。

4 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知することができる。

5 主務大臣は、前項の規定による通知があった場合において、第三項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて同項の措置を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該措置を実施すべきことを勧告することができる。

## 2. 届出制度の対象の指定

自治体（市町村）は届出対象について、届出義務者が容易に判断できるように定めることが必要とされています。また、届出を申請した者に対し要請する場合は、マスタープランに記載されている内容と整合を図ることが必要です。

本市における届出制度の対象となる旅客施設及び道路等は以下の通りです。

### ■届出制度の対象

位置	旅客施設	道路等	届出の範囲
宮古駅 周辺地区	宮古駅	駅前広場	鉄道駅施設と駅前広場（ロータリー）との連続性確保
八木沢・宮古短大駅 周辺地区	八木沢・宮古短大駅	市道磯鶏金浜線	鉄道駅施設と市道との連続性確保

